

せたな町産業担い手育成条例

平成 18 年 3 月 23 日条例第 18 号

(目的)

第 1 条 この条例は、本町において新たに産業を営み、又は新たに産業に就業しようとする担い手を誘致育成し、必要な支援を行うことにより、せたな町の産業の振興と安定的な発展を図り、産業の活性化に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例における用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 「産業」とは、農林漁業・商工業をいう。
 - (2) 「就業」とは、永住又は 5 年以上にわたって町で産業に従事し、かつ、本町の住民基本台帳に登録されていることをいう。
 - (3) 「新学卒者」とは、本町の産業経営者の子弟で学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)に基づく学校、高等専門学校、専修学校、各種学校並びに学校教育法以外の法律に特別の規定のあるその他の学校を卒業、修了又は中退(以下「卒業」という。)し、その卒業後 1 年以内に本町において産業に従事する者をいう。
 - (4) 「Uターン等就業者」とは、町内外において産業等の職業に就いていた者で、現に産業を営んでいる者の子弟又は町内で現に産業経営をしている者のもとで新たに産業に従事しようとする者となった 45 歳以下の者をいう。
 - (5) 「新規就業者」とは、町外から本町に居住して産業の経営に必要な用地、施設等を取得又は賃貸借契約による賃貸を受けて新たに産業経営によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められる 45 歳以下の者をいう。
 - (6) 「集落営農組織」とは、3 戸以上の農業者の集団で、規約の作成、農用地の利用集積目標、経理の一元化、主たる従事者の所得目標、農業生産法人化計画の作成をした組織及び 5 年以内に法人化する組織をいう。
- 2 前項各号において「産業に従事する」とは、産業に従事する日数が年間 150 日以上あり、かつ、5 年以上産業に従事することが確実である場合をいう。

(奨励金)

第 3 条 町長は、第 1 条の目的を達成するため、新学卒者、Uターン等就業者及び新規就業者並びに集落営農組織に対して、次に定めるところにより、奨励金を交付する。

- (1) 新学卒者及びUターン等就業者については、就業時に 100 万円の奨励金を交付する。
- (2) 新規就業者については、就業時に 200 万円の奨励金を交付する。
- (3) 集落営農組織については、設立後 1 年以内に共同で営農を行う実態が存在する場合には 100 万円、更に、5 年以内に農業生産法人となった場合には、100 万円の奨励金を交付する。

(補助金等)

第 4 条 町長は、農漁業の新規就業者に対し、次に定めるところにより、補助金及び利子補給金(以下「補助金等」という。)を交付する。

- (1) 農業経営基盤強化促進法(昭和 55 年法律第 65 号)に基づく農用地の利用権を設定した場合、利用権設定期間のうち、1 年分に相当する賃借料又は 150 万円のいずれか低い額を、補助金として 5 年間交付する。
 - (2) 農漁業を開始する年度に農用地及び農業の用に供する施設又は船舶及び漁業の用に供する施設を取得した場合、当該固定資産を取得した日以後、最初に到来する固定資産税の賦課期日の属する年以降 5 年間に課するべき税額に相当する額を補助金として交付する。
 - (3) 農漁業経営に必要な農用地又は船舶の取得、住宅の新築及び漁網、機械、施設を導入した場合、借入れした制度資金のうち 3,700 万円を限度として、その貸付利率に対して年 2 パーセントの利子補給金を交付する。ただし、当該貸付利率が 2 パーセントに満たないときはその利率に基づく利息額をもって利子補給金とし、貸付期間は、農漁業経営開始の属する年度から起算して 5 年間とする。
- 2 前項各号の規定については、親等から経営の移譲を受ける Uターン等就業者についても適用する。

(交付の制限)

第5条 町長は、奨励金又は補助金等を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、奨励金又は補助金等を交付しない。

- (1) 町税等を滞納しているとき。
- (2) 虚偽その他の不正行為により申請したとき。
- (3) その他町長が不相当と認めたとき。

(交付の取り消し等)

第6条 町長は、奨励金又は補助金等の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付を取り消し、又は減額し、若しくは返還を命ずることができる。

- (1) 農用地、船舶、住宅、漁網、機械及び施設を第1条の目的以外の用途に供し、又は他に譲渡したとき。ただし、耐用年数経過による取替えは除く。
- (2) 就業後5年以内に産業経営を中止又は廃止したとき。
- (3) 虚偽その他の不正行為により交付を受けたと認められるとき。
- (4) その他町長が不相当と認めたとき。

2 町長は、前項の規定により疑義が生じた場合、交付を受けた者の就業状況などを調査することができる。

(返還の免除)

第7条 町長は、奨励金又は補助金等の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、一部又は全部の返還を免除することができる。

- (1) 災害、疾病等やむを得ない理由により就学又は産業経営を継続することが困難となったとき。
- (2) 交付を受けた者が死亡したとき。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、せたな町農漁業の就業促進に関する条例(平成17年せたな町条例第110号)及びせたな町農漁業担い手支援条例(平成17年せたな町条例第111号)並びにせたな町新規産業就業者支援条例(平成17年せたな町条例第112号)の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(せたな町農漁業の就業促進に関する条例等の廃止)

3 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) せたな町農漁業の就業促進に関する条例(平成17年せたな町条例第110号)
- (2) せたな町農漁業担い手支援条例(平成17年せたな町条例第111号)
- (3) せたな町新規産業就業者支援条例(平成17年せたな町条例第112号)

附 則 (平成18年12月18日条例第64号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

2 改正前のせたな町産業担い手育成条例(以下「改正前」という。)第3条第2項及び第3号の規定により、就学時に奨励金の交付を受けた者に対する5年後の奨励金の交付については、改正前の規定によることなく、平成26年度において交付することができる。